

# 射撃場に係る鉛汚染調査・対策 ガイドラインについて

## 1. ガイドライン策定の経緯

### (1) 射撃場の現状

#### 国内射撃場数

- 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年3月10日法律第6号）第9条の2第1項の規定に基づいて都道府県公安委員会に指定されている射撃場（指定射撃場）：449力所
- 自衛隊、海上保安庁、警察等が管理している指定射撃場ではない射撃場：228力所

#### 射撃場の使用状況

- 射撃場は主に以下の目的で使用され、様々な弾丸が場内に発射される。

##### 1. 射撃競技

- ・ クレー射撃（スキート射撃、トラップ射撃）
- ・ ライフル射撃（小口径ライフル、大口径ライフル）
- ・ エアライフル射撃

##### 2. 自衛隊、警察、海上保安庁の訓練

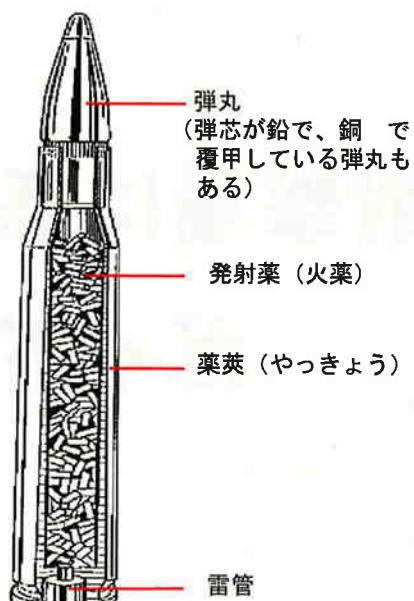
##### 3. 武器・弾薬の研究・開発

使用される弾丸のほとんどは、  
鉛が主成分である鉛弾

## 射撃場で使用される弾薬の例

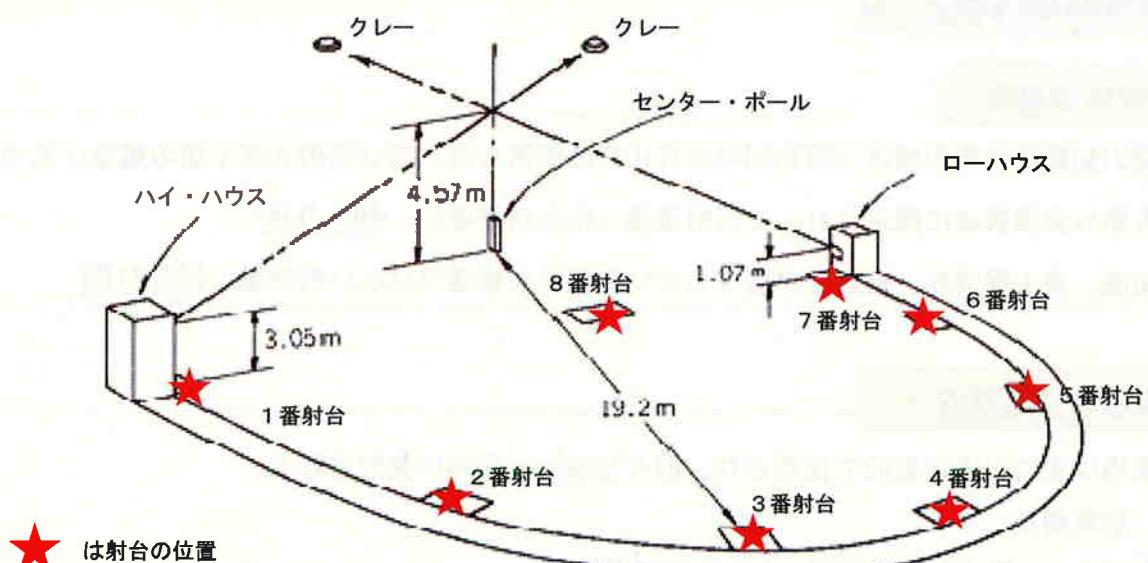


散弾（散弾装弾）の例



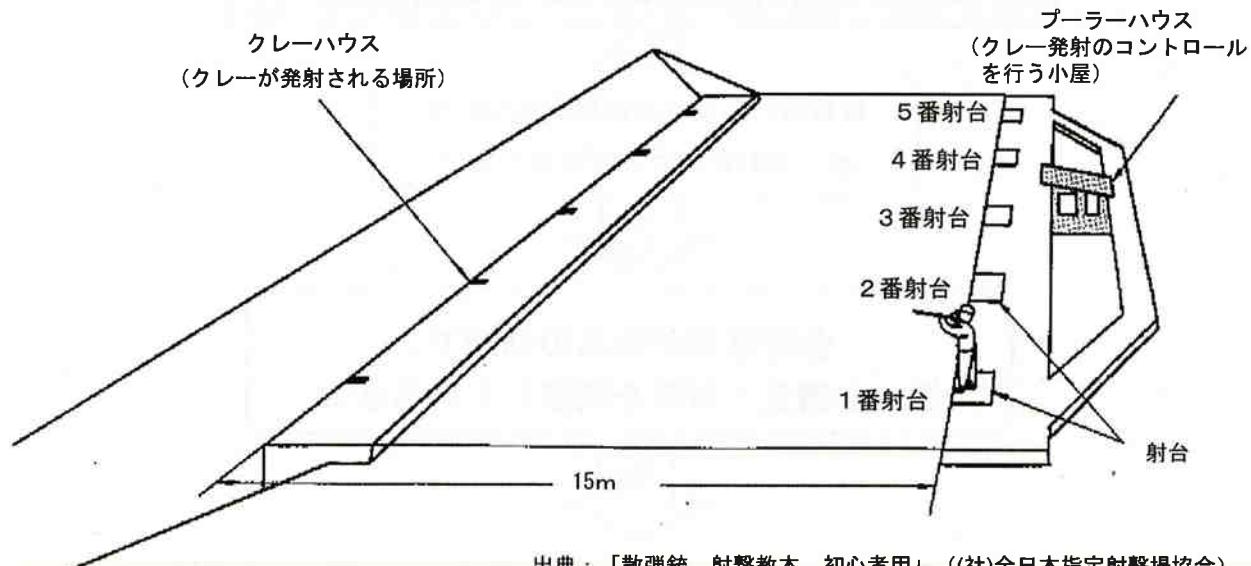
ライフル弾の例

## 射撃場の模式図 1 (クレー射撃のうちスキート射撃)



競技内容	散弾銃を使用し、左右から放出されるクレーを、30度おきに半円状に並んだ射台と、クレーの飛行線のほぼ中央下にある射台（計8か所）を移動して撃つ
敷地の広さ	銃砲刀剣類等所持取締法第9条の2の規定に基づき定められた「指定射撃場の指定に関する内閣府令」（昭和37年9月7日号外、總理府令第46号、以下、指定射撃場内閣府令とする）により、鉛弾の最大到達距離（9号散弾で約210m）、飛散角度に応じた危険区域を包む敷地を有することとされている。

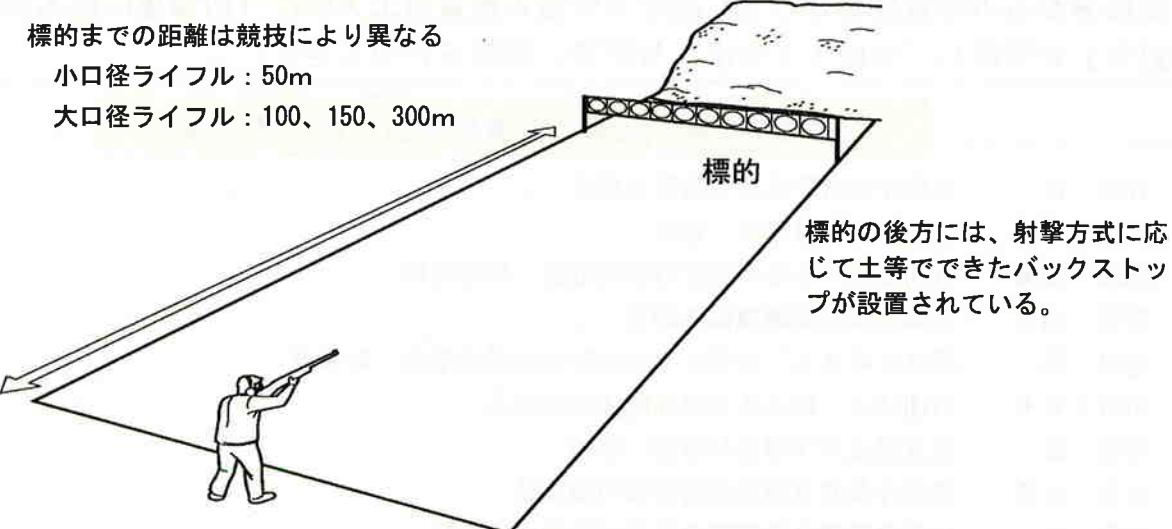
## 射撃場の模式図2（クレー射撃のうちトラップ射撃）



出典：「散弾銃 射撃教本 初心者用」 ((社)全日本指定射撃場協会)

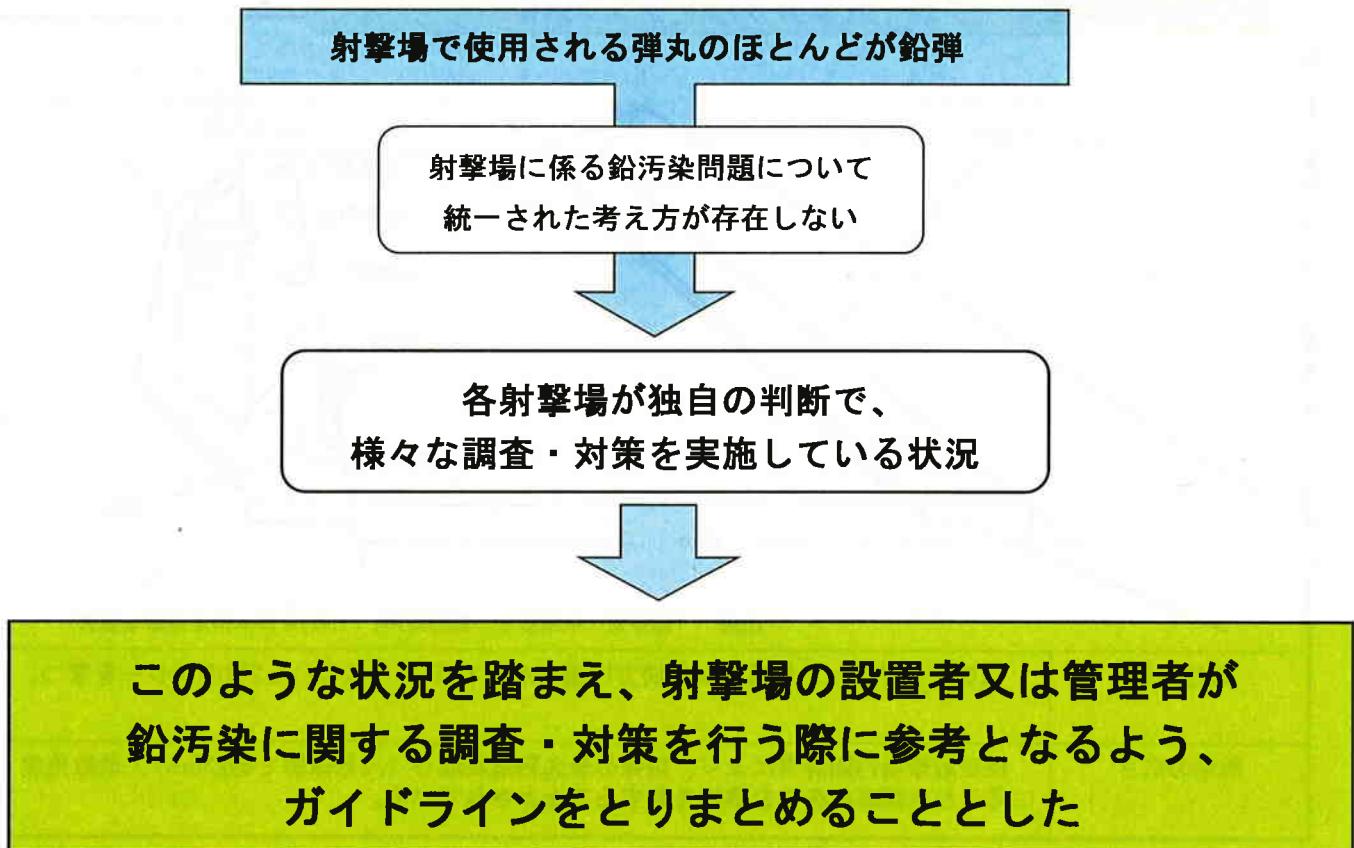
競技内容	散弾銃を使用し、競技者から前方に遠ざかって行く、1枚ないし2枚のクレーを撃つ。
敷地の広さ	指定射撃場内閣府令により、鉛弾の最大到達距離(7 1/2号散弾で約235m)、飛散角度に応じた危険区域を包む敷地を有することとされている。

## 射撃場の模式図3（ライフル射撃）



競技内容	小口径ライフル銃、大口径ライフル銃を使用し、固定された標的を撃つ。
敷地の広さ	ライフル射撃場は大きく分けて以下の3つの構造のものがある。 ①覆道式：弾道の全体が射屋に覆われているもの ②バッフル式：射座からバックストップまでの間に、弾丸が射撃場外に飛散することを防ぐための障壁が設けられているもの ③自然式：覆道式及びバッフル式以外のもの このうち、自然式ライフル射撃場は、指定射撃場内閣府令により弾丸の最大到達距離、飛散角度に応じた危険区域を包む敷地を有することとされている。

## (2) ガイドライン作成の背景



## (3) ガイドライン作成の経緯

環境省からの請負業務として、国立大学法人東京農工大学に「射撃場に係る鉛汚染対策検討会」を設置し、平成17年度より調査、検討を行ってきた。

### 射撃場に係る鉛汚染対策検討会 構成員一覧

井口 齊	警察庁生活安全局生活環境課長
岩田 助和	富山県生活環境部 参事
上原 隆義	社団法人 全日本指定射撃場協会 専務理事
荻野 徳男	福岡県環境部環境保全課長
勝見 武	国立大学法人 京都大学大学院地球環境学堂 助教授
川口三三夫	財団法人 日本体育協会国体推進部長
川地 武	滋賀県立大学環境科学部 教授
倉沢 泰児	防衛庁長官官房施設課環境対策室長
後藤 滋	北海道環境生活部環境室環境保全課 主幹
坂元 譲次	文部科学省スポーツ・青少年局競技スポーツ課 企画官
高橋 義博	社団法人 日本クレー射撃協会 副会長
高松武次郎	国立大学法人 茨城大学広域水圏環境科学教育研究センター 教授
中里 典男	社団法人 日本獣用資材工業会 専務理事
中村健一郎	長野県生活環境部水環境課長
細見 正明	国立大学法人 東京農工大学大学院工学教育部 教授（座長）
村田 智吉	独立行政法人 国立環境研究所土壤環境研究室 主任研究員 (五十音順)